

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～貸切バスの追突事故～

(三重県四日市市 東名阪自動車道)

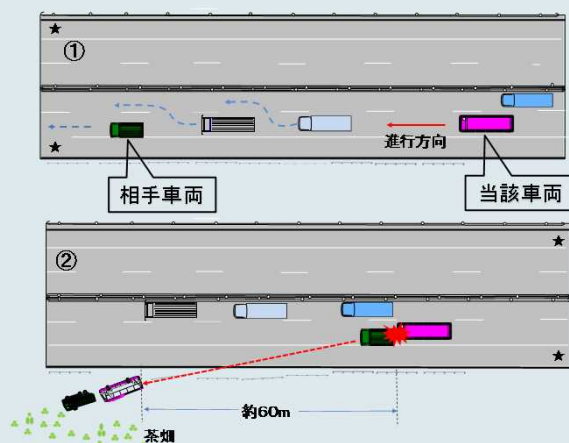
### 事故概要

平成27年7月14日3時19分頃、三重県四日市市の東名阪自動車道下り車線において、貸切バスが乗客25名を乗せて走行中、前方を走行中の大型ダンプに追突し、両車両ともガードレールを突き破り、約2m下の茶畑に転落して横転した。

この事故により、貸切バスの運転者及び乗客2名の計3名が重傷を負い、貸切バスの乗客21名及び大型ダンプの運転者の計22名が軽傷を負った。



### 事故状況図



### 原因

- 運転者が制限速度を超える速度で走行し、前方を走行していた大型ダンプとの相対速度を十分に認識しないまま、第2通行帯へ車線変更するため、併走する大型トラックと前方を交互に見ながら走行していたため、前方への注意が疎かになり、大型ダンプとの車間距離が急激に縮まっていることに気付くのが遅れ、追突したものと考えられる。
- 運転者は、運行指示書により指示された発車及び到着時刻には無理があると認識しつつ、**制限速度を超える速度**での走行や**頻繁な追越しを繰り返すなどの運転**を行っており、委託者からの依頼に基づき作成した**運行指示書が実態に合ったものではなかった**可能性がある。また、運行管理者等による安全運転に関する指示・指導が不十分又は形骸化していた可能性がある。
- 事故当時、**車間距離警報装置の作動スイッチはオフ**の状態であったことに加え、運転者が**衝突被害軽減ブレーキの警報音に気付いていなかった**。

### 再発防止策

- ★ 事業者（事業の管理を委託した事業者を含む）は、運転基準図等における区間ごとの平均速度の設定が、最高速度規制等交通状況を踏まえ、**無理な設定とならないようにするとともに、実際の運行を確認し、計画どおりの運行ができていない場合は、計画の見直しを検討**することが重要である。
- ★ 運行記録計やドライブレコーダーの活用及び乗務記録等により実際の運行実態を確認し、適切な車間距離や走行速度、運行指示の遵守等について運転者に継続的に指導することが必要である。
- ★ 運転者に対し、車間距離警報装置、衝突被害軽減ブレーキ等は**有効に作動することで衝突の回避や衝突時の被害を軽減**することができる装置であることを理解させ、その活用について指導する必要がある。